

# 一般社団法人日本熱傷学会専門医制度規則

平成 18 年 6 月 7 日制定

平成 19 年 6 月 6 日改定

平成 24 年 5 月 30 日改定

平成 26 年 6 月 4 日改定

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 この制度は、熱傷に関する医学の進歩を促し、熱傷医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本熱傷学会は、前条の目的を達成するため、この規則により熱傷専門医（以下専門医と略記）を認定する。

## 第 2 章 専門医制度を運用する機関

- 第 3 条 日本熱傷学会は、専門医制度の運用に当たって専門医委員会を設置する。
- 第 4 条 専門医委員会は、専門医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。

## 第 3 章 専門医申請資格

- 第 5 条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有すること
  - 2) 申請時において 5 年以上引き続いて日本熱傷学会の会員であること
  - 3) 義務化された臨床研修 2 年間を含まない通算 5 年以上の熱傷に関する臨床経験を有すること
  - 4) 専門医認定研修施設またはこれに準じる医療施設において、所定の熱傷医療臨床修練を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること
  - 5) 日本熱傷学会機関誌「熱傷」、Burns あるいは The Journal of Burn Care & Research への論文掲載（掲載証明証がある者、共同著者も可とする）

## 第 4 章 専門医の認定

- 第 6 条 専門医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料を専門医委員会に提出し、試験を受けなければならない。
- 第 7 条 専門医委員会は、毎年 1 回、専門医申請者に対して書類審査と試験を行う。
- 第 8 条 専門医委員会は、審査の結果を代表理事に報告する。
- 第 9 条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者を専門医として認定・登録し、専門医認定証を交付する。
- 第 10 条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。
- 第 11 条 専門医認定証の有効期間は、交付の日より 5 年とする。

## 第 5 章 専門医の更新

- 第 12 条 専門医は、専門医取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。
- 第 13 条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める申請書類と更新審査料を専門医委員会に提出しなければならない。

- 第14条 専門医委員会は、毎年1回、専門医更新申請者に対して更新審査を行う。
- 第15条 専門医委員会は、審査の結果を代表理事に報告する。
- 第16条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者の認定・登録を更新し専門医認定証を交付する。
- 第17条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。
- 第18条 海外留学、病気その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は、専門医資格は有するものとする。

## 第6章 専門医資格の喪失

- 第19条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。
- 1) 日本国の医師免許を喪失・返上したとき、または取り消しされたとき
  - 2) 専門医の資格を辞退したとき
  - 3) 日本熱傷学会の会員資格を喪失したとき
  - 4) 専門医の更新をしなかったとき
- 第20条 専門医の更新審査にて不合格となった者は、その専門医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、専門医委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。
- 第21条 専門医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただしこの場合、その専門医に対し弁明の機会が与えられなければならない。

## 第7章 附則

- 第22条 認定医の専門医への移行は細則第7章附則に別に定める。
- 第23条 この規則は、平成18年6月8日から施行する。
- 第24条 この規則は、専門医委員会、理事会および社員総会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。
- 第25条 第3章第5条5)については、平成29年度(2017年度)より施行する。